

令和3年度 第1回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和3年12月20日（月）午後2時10分から午後3時20分まで

2 場 所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・委員 12名 松元会長 吉澤会長代理 佐々木委員 戸部委員 水島委員
中島委員 針谷委員 松田委員 赤石委員 掛川委員
佐藤委員 長阪委員
- ・群馬県 2名 蚕糸園芸課 課長 田島聡緑
水産試験場 場長 原田昌季
- ・事務局 3名 事務局長（水産係長）小林保博
書記（水産係主任）肥留川惇、（水産係主任）渡辺峻
- ・傍聴者 なし

4 開会

（小林事務局長）

- ・委員12名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和3年度第1回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県内水面漁場管理委員会 松元会長
- ・蚕糸園芸課 田島課長

6 議事

（松元会長）

- ・本日の議事録署名人は、針谷委員と松田委員にお願いしたい。
- ・議題1「群馬県内水面漁場管理委員会指示について」事務局から説明願いたい。

（事務局）

- ・資料1及び参考資料にて、群馬県内水面漁場管理委員会指示について説明。

（松元会長）

- ・2ページ目の「群馬県内水面漁場管理委員会指示 新旧対照表」の変更後の中段にある「2 漁業法（昭和24年法律第267号）～」の頭の数字は「3」の間違いではないか。

（事務局）

- ・これは2つ目の指示事項を示しているため、「2」で合っており、前文から続いているものではない。

（松元会長）

- ・議題1について、何か質問等あるか。

（吉澤会長代理）

- ・河川湖沼で採捕した鯉をリリースすることはいけないのか。

（事務局）

- ・リリースは問題ないが、採捕した場所以外に持ち出してはならない。

(吉澤会長代理)

- ・資料1の3ページを見ると、榛名湖は持ち出し禁止指定水域になっているが、同様の湖沼である赤城大沼は持ち出し禁止指定水域になっていないということではよいか。

(事務局)

- ・そのとおりである。
- ・3ページに示している持ち出し禁止指定水域は、過去にKHV病が発生した水域である。なお、KHV病が発生したことがない水域は、委員会指示により、キャッチアンドリリースで対応していただくことになる。

(吉澤会長代理)

- ・3ページに示している持ち出し禁止指定水域以外は、鯉を釣って、持ち出しをしてもいいということにはならないのか。

(事務局)

- ・指示第3号にある「移植」も同様で、生かしたまま移動してはいけないということであり、その場でめて持って帰るのは問題ない。

(掛川委員)

- ・3ページの鯉の持ち出し禁止指定水域では、捕まえてもその場で放す、もしくはめて持ち出しすれば問題ないのか。

(事務局)

- ・その場で放すのは問題ない。しかし、生死を問わず持ち出しは禁止である。

(掛川委員)

- ・藤岡市でのイベントで鯉がたくさん取れることがあり、藤岡市内の河川等は持ち出し禁止指定水域になっていないが、藤岡でも持ち出してはいけないのか。

(佐藤委員)

- ・3ページの持ち出し禁止指定水域は、過去にKHV病が発生した水域で、委員会指示により持ち出しを禁止しているが、4ページの図を見ると、赤色で着色している河川湖沼だけ持ち出し禁止に見え、着色していない水色の河川湖沼は持ち出ししても問題ないように見える。実際は、全ての水域において持ち出してはいけない。

(掛川委員)

- ・それがこの資料からでは読み取れない。

(佐々木委員)

- ・3ページの持ち出し禁止指定水域では、KHV病の鯉がいる可能性があり、これを他の河川等に持ち出してしまうと、新たに病気にかかって死んでしまう鯉が出ることから持ち出してはいけない。逆に持ち出し禁止指定水域以外では、KHVがないから持ち出ししてもよいという認識でいるが違うのか。

(事務局)

- ・持ち出し禁止指定水域の考え方は問題ないが、持ち出し禁止指定水域以外については、KHV病の鯉がいなくて安全という保証がないため、リスクを避けるために移植を禁止している。

(松田委員)

- ・2ページの現行の欄にある1と2の委員会指示により、全ての水域において生かしたまま持ち出してはいけないということではよいか。

(事務局)

- ・ 1と2の委員会指示の違いがわかりづらいが、1については、病気を広げないようにするため、過去にKHV病が発生したことのある水域から鯉の持ち出しを禁止するということである。
- ・ 2については、過去にKHV病が発生したことのある水域以外でもKHV病の鯉がいる可能性があること、また、病気ではない鯉をKHV病が発生したことのある水域に持ち出すことにより、その鯉が死亡する恐れがあることから移植を禁止するということである。また、投棄については、自宅等で飼育していた鯉、あるいは、飼育していたが死亡してしまった鯉などをKHVまん延防止の観点から河川湖沼等への投棄を禁止するものである。

(松元会長)

- ・ 今の説明にあったように鯉の持ち出しについて、誤解が生じないように3ページの表の中に一言書いた方がよいというのが、掛川委員からの意見である。

(佐藤委員)

- ・ 4ページの図についても、色の違いの意味がわかるようにした方がいい。

(事務局)

- ・ 3ページを修正するとともに、4ページの図については、凡例を設ける。

(松田委員)

- ・ (持ち出し禁止水域で)釣れたコイが死亡した場合はどうすればいいのか。埋めればいいのかとよく聞かれることがあり、返答に困ることがあるが、どのような対応がいいのか。

(事務局)

- ・ 厳密に言えば川岸に埋めてもらうことになる。

(松田委員)

- ・ コクチバスについても同様な事をよく聞かれる。

(水島委員)

- ・ コクチバスについて、上州漁協では持ち帰って埋めるか、市の焼却炉へ出している。

(事務局)

- ・ コクチバスについては、全て持ち出した後に生ゴミとして出すなど、適切に処分していただくこととなる。
- ・ 鯉については、できるだけ生きている状態で採捕していただき、すぐにリリースするのがよいが、死亡してしまった場合は、埋めていただくしかない。

(松元会長)

- ・ 会長が群馬県内水面漁場管理委員会指示について、委員に諮ったところ、改正内容に異議はないが、資料の一部を修正することで、全会一致で可決承認された。

(松元会長)

- ・ 議題2「増殖呈示量」について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・ 資料2にて、説明。

(松元会長)

- ・ 議題2について、何か質問等あるか。

(吉澤会長代理)

- ・「親魚」は雌だけを対象とするという認識でよいか。

(事務局)

- ・雄と雌の両方を対象としている。

(吉澤会長代理)

- ・雌だからこそ、親魚放流する価値があるのではないか。

(事務局)

- ・実情として、雌だけを入手するのは難しい。
- ・今までは、水産試験場の研究成果により親魚放流の換算式を作ることとしていたが、まだ数年程度はかかる見通しである。苦肉の策ではあるが、親魚放流の換算については、現状に合う形で設定させていただきたい。

(佐藤委員)

- ・親魚 1kg あたり稚魚 375 尾という数値を示しているが、何か計算式があるのか。

(事務局)

- ・これは成魚から稚魚への換算式であり、今までも表には出ていないだけで親魚を成魚として扱っていた。しかし、親魚放流の実績を明確にするため、換算式に今回新たに「親魚」を付け加えたい。

(掛川委員)

- ・成魚と親魚の違いは何か。

(事務局)

- ・成魚は魚自体が釣りのターゲットになるもの、親魚は親の卵で増殖する魚である。

(佐藤委員)

- ・具体的に言うと、お腹に卵を抱えてすぐ産卵できる雌を産卵の時期に放流する魚が親魚で、成魚は制限体重以上の魚をいう。

(戸部委員)

- ・資料 2 の 6 ページで、ヤマメだけ親魚放流ということを記載しているが、イワナの親魚放流は考えているか。

(事務局)

- ・川場養魚センターとも相談しているが、イワナの親魚は貴重で知見がほとんど無い。ただ、将来的には、イワナの親魚放流も視野に入れて進めたい。

(戸部委員)

- ・ヤマメの親魚放流について、禁漁後に放流するのか、それとも禁漁前に放流するのか、このあたりの線引きは考えているか。

(事務局)

- ・一般的には、禁漁後に行うのが効果的である。県でも水産試験場と協力して、各漁協に対して、禁漁後に親魚放流するように指導していきたい。

(松田委員)

- ・ウグイ、オイカワの増殖方法にある人工産卵床の造成というのは、産卵床を作り、自然繁殖に委ねるということでよいのか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(水島委員)

- ・ウグイ・オイカワの人工産卵床を造っても、カワウの影響なのかよくわからないが、成魚が産卵床付近で見当たらない。(産卵床の造成時には)他の河川等からウグイ等を移植させると効果的ではないか。

(事務局)

- ・移植魚を媒介に、魚病のまん延に繋がる可能性があることから、控えてもらいたい。産卵床への移植については、水産試験場に相談・意見を求めながら慎重に検討してもらいたい。

(松元会長)

- ・会長が増殖呈示量について、委員に諮ったところ、今回の意見を踏まえて、年度末までに増殖呈示量を決めることで、全会一致で可決承認された。

(松元会長)

- ・最後に「その他」について、何かあればお願いしたい。

(事務局)

- ・事務局からブラントラウトについて説明

(松元会長)

- ・ブラントラウトの件について、何か質問等あるか。

(吉澤会長代理)

- ・他県でも駆除しているのか。

(事務局)

- ・近くだと長野県で多く繁殖しており、また北海道でイワナがブラントラウトに置き換わってしまった事例もある。

(松元会長)

- ・他に何かあるか。

(原田委員)

- ・県農林水産関係機関成果発表会の開催について説明。

7 閉会

文章中の () 内は事務局で加筆

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 印

委員 印

委員 印